

裁判長  
認印



調 書 (決定)

事件の表示	平成30年(ク)第799号
決定日	平成30年9月3日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	小池 裕 池上 幸 木澤 政 山口 克 深山 卓 也
当事者等	抗告人 抗告人 抗告人 抗告人 上記4名代理人弁護士 河合弘之ほか
原裁判の表示	広島高等裁判所平成30年(ウ)第30号(平成30年7月13日決定)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。

第2 理由

本件抗告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、特別抗告の事由に該当しない。

平成30年9月3日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 官 治 利 幸 (印)

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 官 治 利 幸

